

○中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業信用保険法（以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
 - 二 林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）
 - 三 漁業
 - 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- 2 （略）

○株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）（抄）

（中小企業者の範囲）

第三条 法第二条第三号イに規定する政令で定める業種は、次に掲げる業種以外の業種とする。

- 一 農業
 - 二 林業
 - 三 漁業
 - 四 金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
 - 五 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）
- 2 （略）

○中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」

という。)を行うもの(次号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

二〇二一 (略)

二〇〇六 (略)

○株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が三億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については一億円)以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「中小企業特定事業」という。)を営むもの(ロの政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く。)

ロ〇リ (略)

四・五 (略)

○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

二〇二四 (略)

25 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る資金移動業務(資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の四第一項第一号において同じ。)、電子決済手段等取引業務(電子決済手段等取引業者が行う第十項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十二条の十六第一項第一号において同じ。)及び暗号資産交換業務(暗号資産交換業者が行う第十五項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の十二第一項第一号において同じ。)の種別をいう。

26
〇〇三〇 (略)

(定義)

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証券、電子機器その他の物（以下この章において「証券等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に應ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される金額に應ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証券等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品等又は役務の数量に應ずる対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される物品等又は役務の数量に應ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品等の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2
10 (略)